

令和元年 11 月 22 日

## 国立大学法人法第 34 条の 2 に規定する土地等の貸付けの認可を受けて

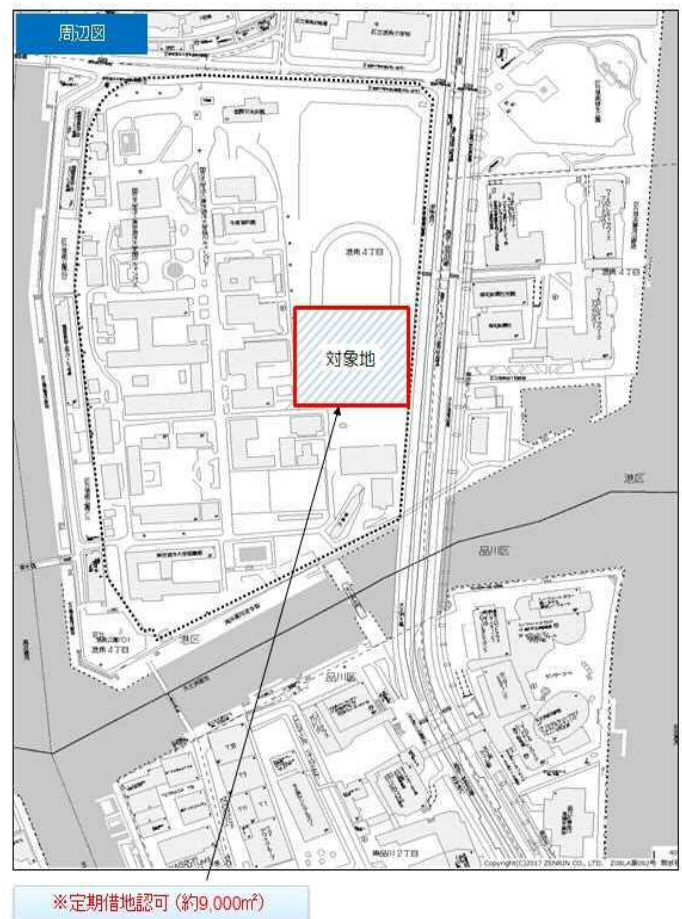
国立大学法人等は、平成 29 年度に国立大学法人等の財政基盤の強化を図るための措置として、国立大学法人法が一部改正されたことに伴い、所有する資産の有効活用を図り、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てるため、教育研究活動に支障のない範囲に限り、文部科学大臣の認可を受けて、土地等を第三者に貸し付けることができることとなりました。

本学におきましては、本制度を活用するため、この度、品川キャンパスの土地の一部の有効活用について、文部科学大臣へ申請し、認可を得ることができました。

東京海洋大学のキャンパスの建物は、築 50 年以上が約 4 割を占め、築 25 年以上の建物を含めると全体の約 8 割となり、多くの建物が老朽化している状態となっております。今後は、本学の所有する資産の有効活用を図り、その経済的対価をもって教育水準の一層の向上に充てることにより、キャンパス整備を推進していきたいと考えております。

特に、土地の貸付により得られた経済的対価をもとに、学生寮（混住寮）を PPP/PFI 方式により建設するとともに、例えば、国内外からの企業の誘致を視野に入れたオープンラボを含む総合研究棟や国際会議ができる多目的ホールの設置など、世界に名だたる海洋系大学としてその中心となることを見据えて、計画を推進致します。

詳細につきましては、具体的な内容が決まり次第、ホームページ上で御連絡致します。



担 当：東京海洋大学  
キャンパス整備推進室  
連絡先：scampus@m.kaiyodai.ac.jp